

0000 0495

日本標準規格B4(十四行罫)

閣下第三三號

案 起

昭和三十一年十月三日

裁可 昭和三十一年十月三日施行
決定 昭和三十一年十月三日施行

昭和三十一年十月三日

095

内閣總理大臣

為

内閣書記官長

内閣書記官

内閣書記官

内閣書記官

内閣書記官

日本國憲法公布記念式典舉行及祝賀會開催の件

期日 昭和三十一年十月三日(日曜日)

参列陪觀範圍其の他別紙の通り。

内閣

日本國憲法公布記念式典參列陪觀範圍

參列者

○皇族

內閣總理大臣、各國務大臣

貴族院議長、副議長、議員

衆議院議長、副議長、議員

○前官禮遇

親任官

內閣書記官長、同副書記官長、法制局長官、同次長

各省次官、宮内次官

內閣及各省の一般官、二級官、三級官の代表各三人

裁判所、検事局の勅任官、奏任官、判任官の代表各三人
會計検査院の勅任官、奏任官、判任官の代表各一人
行政裁判所の勅任官、奏任官、判任官の代表各一人
貴衆兩院書記官長、兩院事務局の奏任官、判任官の代表各一人
樞密院書記官長、樞密院事務局の二級官、三級官の代表各一人
東京都長官、東京都會議長、警視總監、全國市長會長、全國町
村會長

陪觀者

新聞通信社長

日本國憲法公布記念式典次第

午前十時

〇分

參列員議院に參集

二十五分

御參列の皇族方御參入

四十分

天皇陛下宮城御出門貴族院に行幸

皇族、親任官以上及貴衆兩院議員所定の位置に整列
奉迎

四十五分

貴族院に御着

四十七分

便殿に着御

貴族院議長御先導

五十分

參列員式場入場

次に

御參列の皇族方式場に御臨場

十一時 〇分

式場に出御

貴族院議長御先導

侍從長勅語書を上つる



勅語を賜ふ

内閣総理大臣御前に参進勅語書を拜受

次に 内閣総理大臣奉答

次に 貴族院議長 奉答

次に 衆議院議長 奉答

便殿に入御

衆議院議長御先導

次に 御参列の皇族方御退場

二十五分 便殿御發

便殿より車寄に衆議院議長御先導

皇族、親任官以上、貴衆兩院議員所定の位置に整列

奉送

二十七分 貴族院御發還幸

皇族方御退出

参列員祝賀會場に集合

日本國憲法公布記念式典次第豫定

午前十時 〇分

参列員議院に参集

二十五分 御参列の皇族方御参入

四十分 天皇陛下宮城御出門貴族院に行幸

親任官以上及貴衆兩院議員所定の位置に整列奉迎

四十五分 貴族院に御着

四十七分 便殿に着御

貴族院議長御先導

四十七分 皇族、内閣総理大臣、貴族院議長、衆議院議長に賜謁

五十分 参列員式場入場

次に 御参列の皇族方式場に御臨場

十二時 〇分 式場に出御 一同最敬礼

貴族院議長御先導

次に 侍従長勅語書を上つる

次に 勅語を賜ふ (一同最敬禮)

次に 内閣總理大臣御前に參進勅語書を拜受

次に 内閣總理大臣奉答

次に 貴族院議長奉答

次に 衆議院議長奉答

次に 便殿に入御 (一同最敬禮)

次に 衆議院議長御先導

次に 御參列の皇族方御退場

二十五分 便殿御發

次に 便殿より車寄に衆議院議長御先導

次に 親任官以上、貴衆兩院議員所定の位置に整列奉送

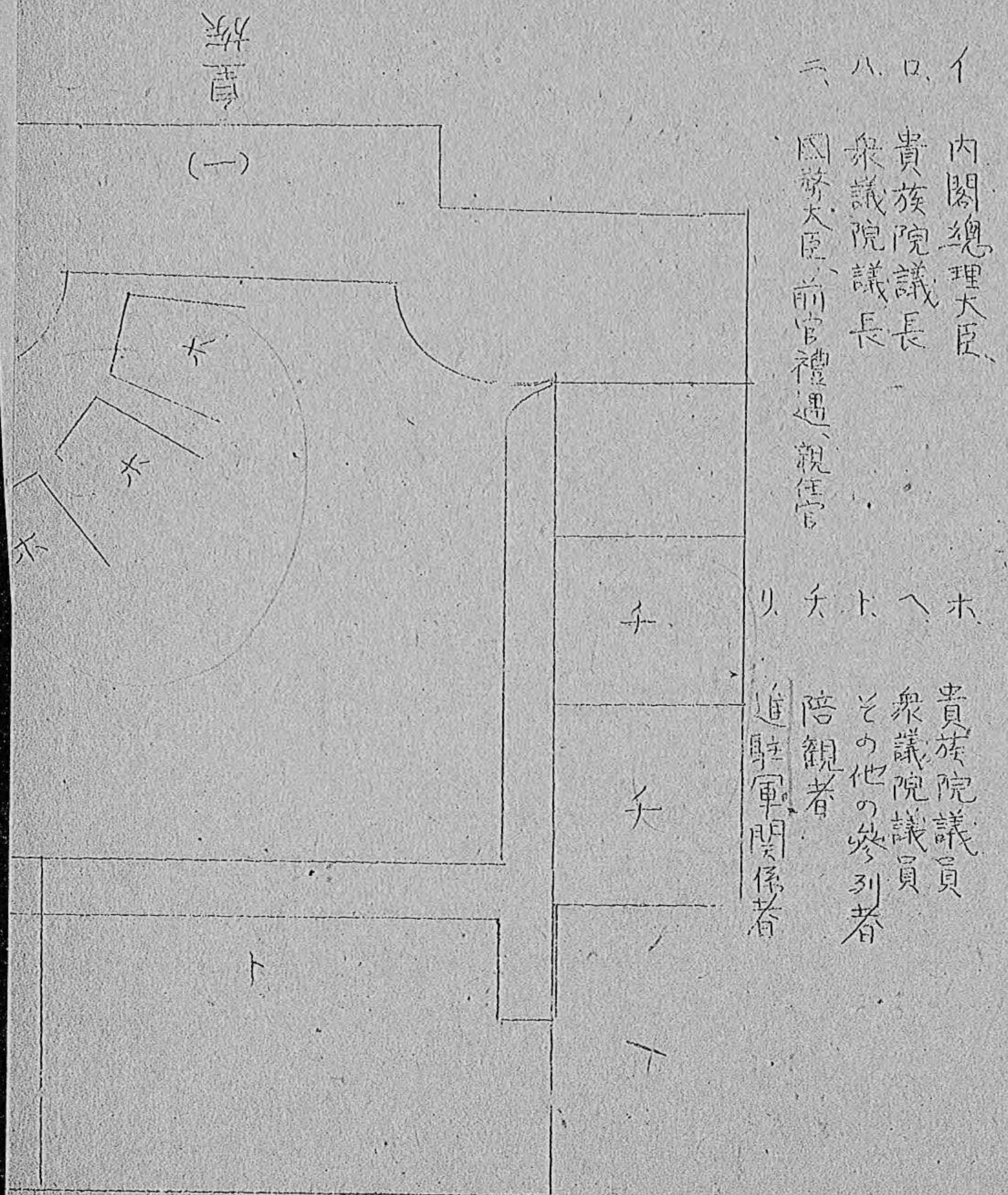
貴族院御發還幸

皇族方御退出

參列員祝賀會場に集合

二十七分

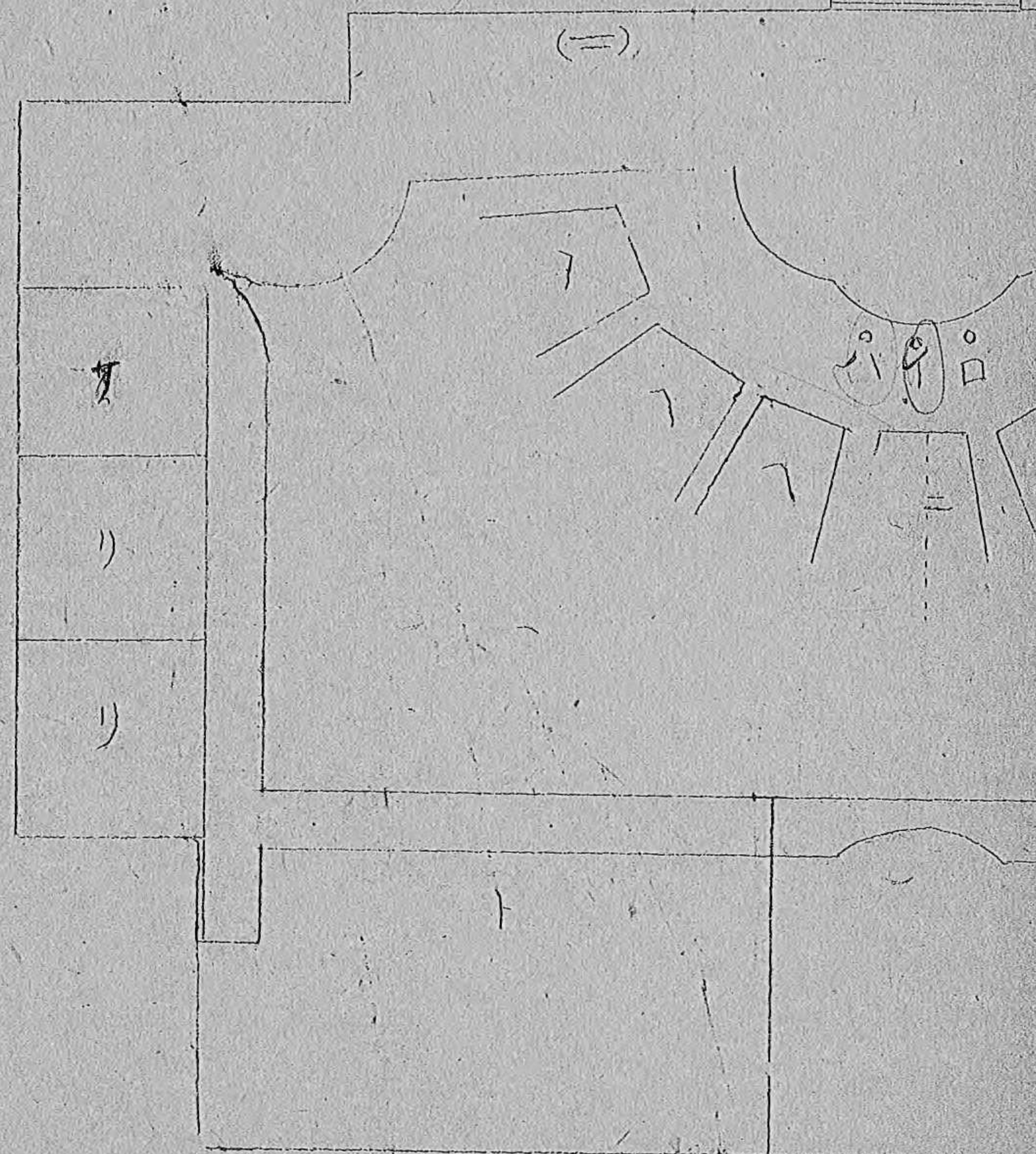
B4 タイプライター用紙



王座

司内司

(一)



日本國憲法公布記念式典案内狀

来る十一月三日日本國憲法公布記念式典を貴族院議場に於て舉行致しますから御參列（陪觀者の分、御來臨）下さいませよう御案内申し上げます。

當日は行幸を仰せ出される御内意があると承はつて居ります。

尚當日は午前十時（皇族の分十時二十分）迄に御來着下さい。
昭和二十一年十月二十八日

貴族院議長
貴族院議長
内閣總理大臣

衆議院議長 山崎 猛
貴族院議長 公卿 徳川 家 正
内閣總理大臣 吉田 茂

御服装 通常服（キーエーグ又はアロクコート）

御來臨の節此の案内狀を係員へお示し下さい（皇族の分不要）

日本國憲法記念式典及び祝賀會係員事務分掌

一、總務係

- (一) 各係の連絡統一に關する事項
- (二) 他官廳等との交渉連絡に關する事項
- (三) 諸設備に關する事項
- (四) 参列員等への案内狀その他、係に屬する事項

二、受付係

- (一) 参列員等、受付に關する事項
- (二) 参列員等の徽章、交付に關する事項

三、接待係

- (一) 皇族、御案内に關する事項
- (二) 一般参列員等、案内に關する事項
- (三) 祝賀會入場者、案内に關する事項

(四) 記念品等、配付に関する事項

四、警備係

(一) 御警衛その他警備に関する事項

(二) 自動車、整理に関する事項

(三) 救護に関する事項

五、報道係

報道に関する事項

備考

別々各係に補助のため関係員を置くことが出来る。

開甲第三二五號

案起		昭和三年十月十一日	
裁可	昭和	年	月
決定	昭和	年	月
施行	昭和	年	月

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣副書記官長

貴族院議長

衆議院議長

昭和三年十月十一日

内閣總理大臣